

(別紙)

平成20年10月14日

破産手続開始の原因となる事実及びそれが生じるに至った事情

長崎地方裁判所 破産係 御中

申立人(債務者) バイオラボ株式会社

申立代理人 弁護士

記

破産手続開始の原因となる事実(規則13条1項4号)

1 債務超過

(1) 負債総額等

バイオラボの負債総額等についてはつぎのとおりである。

負債総額 9億5352万5741円

債権者数 103名

(2) 貸借対照表

ア 平成20年8月31日現在の貸借対照表から明らかなおおり、平成20年8月31日現在においての純資産額は1億9096万円の赤字であり、債務超過となっている。

イ 土地建物等の減損処理の必要性

平成18年5月の本社土地建物の取得およびその後の機械装置・工具器具備品の設備投資以降、2年間以上当該施設を利用した売上げはほとんど計上していないため、会計処理上大部分を減損処理せざるを得ない。その結果、土地建物については、平成19年12月に取得した長与土地の1500万円以外は0円となり、機械装置・工具器具備品については3523万4023円を減価償却しなければならない。

上記必要な会計処理を行うと、帳簿上も純資産額は1億9096万円の赤字となる。

ウ 関係会社株式（CBL 登録資本金）の評価損

CBL へ登録資本金として合計4億1465万8957円を払い込んでおり、帳簿上は同額が資産として計上されている。

もともと、CBL の実質的な純資産額は相当程度減額されるものと考えられ、CBL 株式（登録資本金）の実質評価額は減額されることとなり、純資産額はさらに低下することとなる。

(3) 結論

したがって、バイオラボは債務超過となっている。

2 支払不能

(1) 別紙平成20年5月30日現在のキャッシュフロー計算書記載のとおり、平成20年4月31日時点におけるバイオラボの現預金等の残高は金351万5000円であり、同年5月30日時点において、給与・買掛金・リース料等の合計3181万円が未払いとなっている。

(2) したがって、バイオラボは支払不能となっている。

破産手続開始の原因となる事実が生じるに至った事情（規則13条2項1号）

1 申立会社の沿革等

(1) 事業目的とビジネスモデルについて

申立会社（以下、単に「バイオラボ」という。）は、大型動物の病体モデルを使ったゲノム創薬（人間の遺伝子情報を利用して新しい薬品を開発すること）等の創薬支援のための研究受託および医薬品候補物質の探索および開発研究を事業目的として、長崎県立シーボルト大学教授の久木野憲司が発起人かつ代表取締役となって設立した会社である。

長崎県内には研究開発費を投じるバイオ系の企業がなく、県内大学・大学院から優秀な学生が輩出されても地元で専門を生かせる就職先がなく優秀な人材が県外へ流出するという長崎県の現状を鑑み、大学で育った優秀な人材の受け皿となる一方、会社にとっても優秀な人材確保のほか大学研究者とのネットワークを生かした多様な実験技術を導入するという産学連

携の会社を長崎県内に設立することを目的としたものである。

近年、製薬会社の多くは遺伝子情報を活用した医薬品開発に多額の研究費を投じている一方で試験研究の外部委託を進めている中、これら開発研究を製薬会社から請け負う受託研究分野が急速に拡大し、この10年間で欧米の受託研究企業（CRO）は急成長を遂げている。ところが、人にもっとも近く重要な霊長類動物を使ったゲノム創薬の受託研究については、国内にこれを受託できる施設が少なく、国内製薬会社もその受託研究の大部分を欧米のCROへ委託している。他方、ゲノム創薬の受託研究にはスピードが要求されるところ、実験用の霊長類動物の繁殖を行っているのは中国を中心とした東南アジアであり、欧米のCROも実験用霊長類をこれら地域から輸入しているが、通関及び検疫等で時間を要し、コストも増大しているのが現状である。

また、ゲノム創薬の受託研究には高度な実験技術を有するスタッフが必要となり、国内の大学等の研究機関には優秀な人材が多く存在する。

そこで、産学連携の申立会社は、通常数10億円を要する施設建設の初期投資を比較的安く抑えることができ、かつ供給地であることから速く安く実験用霊長類を仕入れることができる中国に受託研究施設をつくり、大学とのネットワークを活用して優秀な技術スタッフと実験技術を日本より供給することによって中国施設を運用することにより、欧米CROが独占する受託研究分野において、スピードとコストで優位な競争力を有することができるビジネスモデルを構築し、主として中国研究所において受託試験を実施し、長崎研究所においてデータ分析を行うという事業の開始に取り組んだ。

(2) 産学官の連携

平成16年8月5日には、長崎県産業振興財団より「大学等発ベンチャー創出事業」1億円枠に採択され、出資および補助金の支出を受ける産学官連携の会社として事業の成功が期待された。

(3) 増資の経緯

バイオラボはベンチャーキャピタル13社からの出資を中心に、県内外から多くの出資を得た。資本金の経緯はつぎのとおりである。

平成15年10月17日 1900万円

平成15年11月26日 5200万円

平成16年04月01日 5600万円

平成16年07月21日	1億1200万円
平成16年09月01日	1億2700万円
平成16年12月01日	1億7900万円
平成17年01月12日	1億8900万円
平成18年02年21日	4億9000万円
平成18年03年23日	5億0500万円
平成18年10月05日	5億4850万円
平成18年11月30日	6億1600万円
平成19年05月02日	6億8740万円
平成19年05月30日	7億3300万円

2 事業の経緯について

(1) 設立当初

バイオラボは、設立当初、本社を長崎市元船町におき、ゲノム創業受託研究を中国研究所で行い、長崎本社研究施設でデータ分析等のバックアップを行うというビジネスモデルを実現するために、その調査等の準備活動にとりかかった。

(2) 中国研究所 (CBL) の設立

ア バイオラボ社設立当初の計画

a 広東省既存研究施設を賃借し改築するプラン

15年10月の会社設立当初の中国進出計画は、第1段階として、人的交流のあった広東省高要市にある実験動物科学技術研究所より研究施設の貸与を受けて中国での研究事業を開始し(施設改築見積費用は約5000万円)、中国での研究事業を順調に行えるだけの情報と人脈ができた時点で、第2段階として地の利のある上海に進出して事業活動を本格化するというものであった。

ところが、平成15年春に北京で広まったSARSが平成16年1月には広東省で確認され、また、同年2月から始まった広東省を中心とした鳥インフルエンザ問題によって広東省での研究活動の実現性が危ぶまれる事態となった。

b 上海近郊候補地の検討

そこで、広東省でのレンタル施設による研究所設置の検討のほかに、

計画前倒しとなる上海での研究所設置についても同時に検討を進めることとし、広東省の実験動物科学技術研究所との施設貸与条件の協議を進めつつ、上海市闵行區、上海市高橋區、上海市南匯區、浙江省拱墅區、浙江省杭州市内開發區などの開發區責任者らとの協議を重ねて検討を続けていった。

中国での本格的な事業活動を行うにあたっては、創薬研究支援という事業の性格上秘密保持が生命線であり、中国資本が参加しないバイオラボ単独の独資企業としての霊長類研究所の設置を実現することが最重要課題であった。

上海市張江開發區は完成前の研究所付き上地を分割にて販売するプランを提示しており、支払金額は約1億3500万円で、その他に改築費・設備費等を要するだけで最も早期に事業を開始できる案であり、張江開發區は関係者複数名が長崎を訪問するなど熱心に誘致したが、独資での霊長類研究所は中国では前例がなく、同開發區も独資には難色を示した。

c 浙江省嘉善開發區の検討と仮契約

独資での霊長類研究所の設置を実現可能な開發區に、出来るだけ少ない資金負担で研究所の建築を実現することは予想以上に困難を極めたため、主要スポンサー企業に相談をし、同社が土地建物を保有しその施設の貸与を受けて研究事業を開始することとなり、候補地を探したところ、霊長類研究施設の独資企業の設立を認める開發區として嘉善縣開發區が浮上し、同開發區との間で交渉を行った。

平成16年8月17日、同開發區は、霊長類研究施設の独資企業の設立を基本的に認めたため、スポンサー企業が土地を取得(使用権取得)し施設を建設し、バイオラボが施設貸与を受けて施設運営を行うことを前提に、バイオラボ社はスポンサー企業とともに同開發區との間において土地使用について仮契約を締結した。

イ 設立までの許認可手続の難航

中国法人の設立までには各種の許認可手続を要し、1. 浙江省に対するプロジェクトの審査と批准手続、2. 環境評価報告書の作成や国土資源局への各種書類の提出といった研究所設立に関する特別審査手続、3. フィージビリティ・スタディー報告書の審査と批准手続等を得る必要が

あり、その後批准証書の発行および営業許可証書の発行を受けて登録資本金の払込を行って初めて研究所の建設に着手できる状況であった。

ウ 計画内容の変更

a レンタルラボによる実験開始と開設準備

平成17年より、浙江省杭州師範学院アニマルセンターのレンタルラボを借りて、中国研究所開設準備にあたるとともに、サル実験担当チームによる受託試験を開始し、中国研究所の本格稼働へとつなげる体制を構築することとした。

b CBL 自体による土地取得研究所建築へのプラン変更

各種手続を進める中で、開発区との間において、中国研究所の独資法人設置に向けた具体的な協議に入ったところ、土地使用についての仮契約はスポンサー企業とバイオラボ社が一つの現地法人を作る仮契約であったことが判明し、その対応を協議したところ、スポンサー企業が相応に資金負担をしつつ嘉善県での研究所建設を進めるとの提案があった。他の開発区での独資企業の許可取得の可能性についても再度調査を行ったもののその日処が立たないことから仮契約通りに進めることになった。

c 事業規模の変更

当初の既存建物を借用し改築するという案から CBL 自体が土地を取得した上で研究施設を建設する案へと変更したことに伴い、当時の中国研究施設建設費用としては3億円を見込んでいた。

ところが、批准書取得の直前になって、予定していた登録資本金と建物容積率について変更を要する事態が発生した。

・ 登録資本金750万ドル

批准証書及び営業許可証書等関係書類において明示された登録資本金は750万ドルで、この内、バイオラボ社が出資義務は650万ドル、支払期限は平成20年6月30日となっている。

設立手続を進める中で、開発区より独資企業の設立許可をするためには登録資本金は750万ドルが必要で払込期限は3年間とする必要があるとの条件が提示された。

もともと、外商企業の登録資本金については中国会社法改正前のことで運用は柔軟かつ流動的であったところ、開発区より実際には後

で払込額は500万ドル程度に減額が可能であること、払込時期も延期することが可能であること、CBL に対する委託料のうち半額を登録資本金の払込にあてることもできることの説明があった。なお、中国新会社法の施行日は平成18年1月1日であり、規定上それ以前に設立された CBL 等の外商独資の有限責任会社に対しては不遡及の原則が適用されることとなっているが、登録資本金の払込についての実際の運用にあたっては厳格化されているのが実情である（新会社法218条では外商独資の有限責任会社は別段の定めがある場合を除き会社法を適用すると規定され、同26条において有限会社の登録資本金について初回出資額は登録資本金の20パーセントを下回ってはならず、投資会社以外の株主の場合は会社設立から2年以内に全額を払い込まなければならないとされている。）。

・ 建物容積率80パーセント

営業許可証で明示された建物容積率は80パーセントであり、使用权取得対象地の地積は3万3300平方メートルであることから、延床面積は2万6640平方メートルが必要なこととなる。また、容積率達成期限は2009年1月となっている。

当初、中国研究施設の延床面積としては5000平方メートル程度を想定しており、事業規模に応じて必要施設を順次拡大していく計画であった。開発区の説明では、建物容積率は問題とならないということであったが、その後北京政府当局からの指導により建物容積率を80パーセントとしなければならないこととなった。

もっとも、開発区より、1期工事の建物容積率は40パーセント程度でよく、そのうち、必要部分のみ内装工事を行い、その後事業拡大に応じて内装工事を行っていくことで問題はないこと、容積率未達成の場合には余剰敷地を返還することもできることの説明があった。

なお、平成19年12月に竣工した中国研究所（第1期工事）の建物延床面積は1万5443平方メートルであり、容積率は43パーセントである。実験棟の三分の一のみ内装工事を行い、なおそれを三分割して事業の進捗に従って順次拡張使用していく方法を採用した。

・ 設立以降進めていたゲノム創薬の受託研究分野におけるバイオラボのビジネスモデルによる事業規模と成長予想のマーケティングの中で、

研究施設稼働初年度で4億円程度、翌事業年度に7億円程度の売上高が見込まれ、CBLにも施設レンタル料等相当額を支払うことが見込まれたため、500万ドルへの減額が可能であることを考慮すると、登録資本金の払込については問題がないものと判断した。

建物容積率問題については、当初予定していた建設費は3億円程度であったが、建物容積率の変更により、研究施設予定建設費は4億8500万程度と見込まれた。上記成長予想において当初予定していたよりも早い段階で施設拡張が必要になることが見込まれており、研究施設規模としては妥当であるとの結論に至った。

エ 批准証書および営業許可証書の取得

- (1) 平成17年5月30日、CBLは批准証書を取得し、同年6月10日に営業許可証書取得し、以降、中国研究施設の建設についての具体的な準備作業に取りかかった。
- (2) CBLの代表取締役（理事長）はバイオラボ代表取締役の久木野憲司が設立以降現在まで兼任している。
- (3) この時点において、中国研究施設の稼働時期は、平成18年5月を見込んでいた。

(2) 長崎本社研究施設の建設

ア 当初計画案

平成15年10月のバイオラボ設立当初の長崎研究所建築計画は、長崎県内にある既存のビルを改築して自己資金負担が少ない研究所の設置であった。平成16年1月頃より、長崎県内の職業訓練校を整理統合するなかで利用計画が未定であった佐世保の職業訓練校跡地について、この跡地校舎を改修して研究所として利用する案の実現性を長崎県に検討したものの（実際工事費は壁面に隠れている躯体構造の状況次第であり正確な工事費は算定できなかったが施設内装工事見積額は1億2千万円程度であった。）、平成16年4月には跡地利用は不可能との結論を得た。

イ 大村工業団地案

その後、シーボルト大学近隣地、硫黄島の炭坑跡地、神ノ島工業団地等を検討したが、大村市工業団地（オフィスパーク、テクノパーク）の立地可能性を具体的に検討することになった。

平成16年7月から、借地に工業団地が建築した研究所の貸与を受けて使用する案と、借地に自社で研究所を建築する案の双方について、工業団地や大村市と具体的協議を重ねたが、中国研究所の開所時期がなかなか明確にならないことから長崎研究所の建築プランは保留の状態が続いた。

平成17年6月に中国研究所が営業許可を取得できたことか、同年7月より大村工業団地案の検討を再開したが、年内に予定していた増資を終えないと資金確保ができないことから、ファイナンス後に候補地を絞って工事準備に入ることになった。

ウ 長崎市既存ビル改築案

a 借用改築プランから自社取得改築プランへの修正

平成18年1月に候補地の検討を再開したが、大村案の研究所を建築するための諸条件が整わないことと資金負担が大きいことから、バックアッププランとして当初案の既存ビルを借りて改築使用する方法の実現性を検討したものの大幅な改築が許可されるビルは見つからず、当初計画したように本社研究所の設置を進めることは進まない状況であった。

そこで、建物を買い取って改築使用する案も検討し、適当な大きさの空ビルが県内に3カ所見つけたが、改築レイアウトを検討した結果、構造的に難しいとの結論に至った。この時期に長崎市の誘致策の存在が判明し、長崎市内であれば自社で土地建物を取得して改築する案も資金的に可能であることがわかった。長崎市から誘致を受けたこともあり、長崎市誘致策を利用した土地建物を取得して改築する案も検討することとなった。

b 現本社ビル取得改築プランの決定

・ 決定の経緯および背景事情

この時期、平成18年7月に予定していた中国研究所の稼働に合わせて、平成17年12月ころより営業活動に向けた準備に入り、翌平成18年2月に東京営業所を開所したが、営業準備の状況から本社研究所の設置が中国研究所の稼働に遅れることは営業的に極めて厳しい状況であることが判明したため、緊急に本社研究所を設置する必要があった。

また、大村工業団地案については、受託研究施設という汎用性のない特殊な施設であることから工業団地が建設した研究施設の貸与を受けるといった案について実現ができないとの結論となり、自社で研究施設を建築せざるを得なくなったことから多額の資金負担を要することとなった。

そこで、取締役会において継続審議した結果、誘致策を利用して長崎市内において既存ビルを購入改築し早期に本社研究所を設置する案が推されることになり、平成18年3月に金融機関からの借入や長崎市助成金支給決定の目処など資金調達が整ったことから取締役会で現在の松山本社研究所設置案が決定され、以降具体的な建築作業に着手することとなった。

・ 事業規模の変更

当初計画案では本社研究施設改築費用として1億2000万円程度を見込んでいたが、中国研究施設の事業規模計画の変更に伴い、長崎研究施設の規模も変更する必要があった。また、当初建物借用による改築プランとして見積もっていたものが、自社で取得し改築するプランへ変更されたことから、この時点における本社建築費用としては4億1000万円程度が見込まれた。

もっとも、2(2)ウbにおいて前述したとおり、ゲノム創薬の受託研究分野におけるバイオリボのビジネスモデルによる事業規模と成長予想のマーケティングの中で、研究施設稼働初年度で4億円程度、翌事業年度に7億円程度の売上高が見込まれたこと、および資金調達が整ったことにより、問題はないものと判断した。

(3) 長与実験施設の建設計画の追加

ア CBL 稼働遅延による中期キャッシュフローの改善の必要性

- a CBL の稼働予定が平成20年1月と大幅に遅延してしまったところ、CBL が稼働し収益をあげるまでには1年間近くはかかることが予想された。
- b また、当時CBLの稼働時期が見えてきた中で、クライアントからの引き合いが多くなってきたものの、いきなり中国での実験を委託することに躊躇するクライアントもみられた。
- c 長崎本社研究所では主として小動物実験を予定した施設であり、霊

長類の実験についてはデータ分析等のバックアップを予定していた施設であったことから、急遽長崎市近郊において霊長類の実験施設の建設について検討したところ、3ヶ月で施設建設から各種許認可取得までが可能であることが分かったため、平成19年11月に1500万円で長与町に上地を取得し、建築確認許可証まで取得した。

3 資金ショート

(1) CBL稼働の遅延

ア バイオラボが本破産開始手続の申立に至った直接的な原因は資金ショートであり、資金ショートの最大の原因はCBL稼働の遅延である。

イ 中国研究施設の建設工事着工の遅れ

a 設計図面の作成

平成17年6月にCBLは営業許可証書を取得した後、具体的な研究所建設工事の準備に取りかかり、同年8月4日に起工式を行い、造成工事についてはすぐに着工した。

しかし、中国研究施設のうち、特に実験棟および飼育棟については、中国国内建築事情を踏まえた上で、GLP（医薬品、化学物質等の安全性評価試験の信頼性を確保するために、試験所における管理、試験実施、報告などに関する基準）およびAAALAC（国際実験動物管理公認協会。自主的な審査と認証プログラムを通して、科学における動物の人道的な管理を促進する民間非政府組織）の認定取得に適合する設計図面を作成することは、難航を極め、図面が完成するまでに約6ヶ月を要した。

b 業者選定

本体建設業者

設計図面の作成と平行して、建設業者の選定作業も進めたが、設計図面の作成が遅れたために見積書の作成も遅れることとなった。

平成18年3月末に、5社から相見積もりをとり、工事費用や施行能力等の条件を吟味した上で、その内1社を選定し、同年5月に建設請負工事契約を締結した。

空調内装施工業者

本体建設工事と異なり、空調工事および内装工事については実験研

究施設としてG L P、A A A L A Cの認定基準を満たす工事を行う必要があったところ、中国国内で当該基準の工事施工能力を有する業者は3社しかおらず、うち2社は北京の業者であった。綿密に打合せを重ね契約締結までに相当な時間を要し、設計図面作成および業者選定の遅れの一因となった。

ウ 建設工事竣工の遅延

a 工事管理の問題

平成18年5月に本体建物建設請負工事契約を締結し、同年6月に工事に着工した。竣工予定は平成19年1月であった。しかし、業者の工程管理の問題のほか、G L PおよびA A A L A Cの認定基準を満たしているかの調査等のために工事を一時中断せざるを得なかったことなどの事情により、工期が数ヶ月間遅れることとなった。

b 空調内装工事の遅れ

空調内装工事について、G L PおよびA A A L A Cの認定基準を満たすために数点において仕様変更の必要が生じ、空調内装工事が遅れることとなった。

また、後述のとおり、当初予定していた事業資金が増大したことから、資金調達の問題で現金支払を予定していた空調設備工事をリース契約へ切り替える方針へ変更したために、リース契約に伴って空調設備工事が遅れることとなった。

本体仕上工事については空調内装工事の完成を待たなければならなかったことから、必然的に本体工事の完成も遅れることとなった。

また、設計仕様の変更に伴い一部本体工事についても追加工事の必要が生じ、この点においても本体工事の完成が遅れることとなった。

c 台風被害の発生

平成19年7月3日に空調内装工事が完成し、同年8月1日には本体工事も一応完成したが、竣工検査を受ける前の同年9月18日に発生した台風による大雨により、動物棟外壁のヒビ割れと隙間から漏水し飼育室が冠水するという被害が発生した。建設業者が改修工事を行ったが、乾燥させた上で改修工事を行うのに約2ヶ月を費やし、竣工検査が大幅に遅れることとなった。

d 平成19年11月に竣工検査に合格したが、当初予定から10ヶ月

間遅れる結果となった。

エ 各種手続の遅延

- a 平成20年1月のCBL稼働を予定して設備やスタッフを整え、受託契約を取得できる状態となったものの、麻薬使用許可手続、建物使用权証明書の取得手続が完了できなかった。
- b 平成20年4月になって必要な各種手続が完了する日処が立った。

(2) 売上げの抑制

- ア 平成20年4月30日現在において、平成18年7月を予定していたCBLの稼働が1年9ヶ月も遅れたことにより、霊長類動物の実験受託業務を主要な事業目的としていたバイオラボは予定していた売上げをほとんどあげることとはできなかった。
- イ CBL稼働に向けての準備として行っていた師範大学のレンタルラボにおけるサルを使用した実験による売上げ及び本社研究所におけるラット・マウス等の小動物を使用した実験による売上げがあったのみである。
- ウ 会社設立以来の売上高の推移はつぎのとおりである。

1期	0円
2期	6,599,017円
3期	19,579,147円
4期	19,097,700円
5期	34,234,762円
合計	79,509,526円

(3) 販管費の増大

- ア CBLの稼働予定に合わせて営業活動を本格化させたことから旅費交通費等の経費が増大することとなったほか、特に役員・スタッフを補強していったことから人件費が大幅に増大するなど販売費及び一般管理費が急速に増加し、資金繰りを悪化させる一因となった。
- イ 会社設立以来の経常損益の推移はつぎのとおりである（但し、5期は平成20年8月31日まで）。

1期	-1,480,528円
2期	-53,530,356円
3期	-115,455,398円
4期	-214,929,894円
5期	-247,960,290円

合計 -633,356,466円

(4) 本社改築工事見積額の相違

- a 平成18年11月の本社改築工事着工時に見積もっていた改築工事費および設備機器・実験機器等の所要資金は約4億1000万円であったが、GLP基準に適合する仕様への変更等のために追加工事等の費用が増大し、また必要な設備機器が増加した。
- b その結果、所要資金は約1億円増加することとなり、資金需要を圧迫する一因となった。

(5) CBLへの出資

- ア CBLの設立は平成17年6月であり、稼働予定に合わせてスタッフの補強を進めていき、その他警備、電気水道光熱費等の固定費を要したが、設立以来、売上げは全くあがっていない。
- イ バイオラボは、平成17年6月から3年間の間に650万ドルの登録資本金の支払の必要があったものの、2(2)ウcにおいて前述したとおり、建物建築費用等の一定額を払い込む以外に、CBL稼働後のCBLに対する施設利用料等の支払の一部を登録資本金の支払にあてることを予定していた。
- ウ しかしながら、CBLの稼働が遅れたことから売上げがあがらず、CBLの運転資金等の資金需要に迫られて登録資本金としてCBLに送金しなければならない状況となった。
- エ バイオラボ社によるCBLへの登録資本金の払込経緯はつぎのとおりであり（詳細は別紙参照。）、合計4億1465万8957円を払い込んでいる。

2期	1700万0000円
3期	2億1200万0000円
4期	1億0800万0000円
5期	7765万8957円
合計	4億1465万8957円

オ 銀行借入金の返済期限の到来

- a CBLは中国工商銀行より合計750万元（約1億1250万円）の借入をしていたが、その返済期限はつぎのとおりとなっていた。
H20,06,30 150万元（約2250万円）

H20.08.06	150万元 (約2250万円)
H20.08.12	150万元 (約2250万円)
H20.09.05	150万元 (約2250万円)
H20.09.17	100万元 (約1500万円)
H20.09.30	50万元 (約750万円)

- b 中国工商银行との交渉により、6月30日の借入分を返済すれば同額を復活して貸し出すとの約束を得たもの、一旦6月30日に150万元分のドル(約2250万円)を送金する必要があった。

(5) 予定していた増資引受の破談

ア 第三者割当増資の決議と引受先の確保

CBL稼働の再度の遅延から、平成20年5月末には資金がショートする事態も予想されたため、平成20年2月19日開催の臨時株主総会において3億円の枠での第三者割当増資の承認決議を得て、5月に1億2000万円、6月に2億円の引受先を確保することができた(6月分引受については再度臨時株主総会を開催することを予定していた。)

イ 金融環境の悪化による引受破談

サブプライムローン問題に端を発した国内金融環境の変化により、4月中旬以降全面的に投資会社各社のファンドが凍結されることとなり、5月に予定していた1億2000万円、6月に予定していた2億円の増資引受がいずれも実現できないこととなった。

(6) 資金ショート

バイオラボの平成20年4月末現在の現預金等の残高は金351万5000となり、5月末には、人件費金1370万円のうち1263万円、借入金リース料の約定支払額702万円、買掛金等1216万円の合計3181万円が未払いの状態となり、完全に資金ショートの状態に陥った。

(7) 破産開始手続の申立の決意

- a バイオラボは、増資引受だけでなく、CBL株式の売却も含めて、各種の再生案を検討し、スポンサー候補を選別し交渉を行った。
- b 平成20年6月4日、臨時株主総会を開催して現状を報告した上で、国内CROを中心に13社と交渉を行ったが、最終的な支援合意には至らなかった。
- c 平成20年7月2日、臨時株主総会を開催し、既存株主に対して緊急

支援要請を行ったが、必要な資金の確保には至らなかった。

- d 従業員に対する給料が未払いの状況が長期化する中で、支援候補先への要請を断念せざるを得ない状況となり、平成20年8月29日、取締役会において破産開始手続の申立を行うことを決議した。

- 添付資料
- 1 貸借対照表（平成20年8月31日現在）
 - 2 キャッシュフロー計算書（平成20年5月8日現在）
 - 3 キャッシュフロー計算書（平成20年5月30日現在）